

熊本県作業療法士会マスコットキャラクターの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県作業療法士会が定めるマスコットキャラクター「おて丸」（以下「おて丸」という。）のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下イラスト等という。）ならびに「おて丸」の写真及び動画（以下写真等という。）を熊本県民から愛されるものにしていくため、利用において必要な事項を定め、熊本県の保健医療福祉の振興および作業療法の発展に寄与することを目的とする。

(イラスト等の利用に関する権利)

第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、熊本県作業療法士会に属する。

2 イラスト等の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に効果があると認められる場合は、この限りではない。

(イラスト等の利用許諾)

第3条 「おて丸」のイラスト等を利用しようとする者は、あらかじめ熊本県作業療法士会長（以下「会長」という）の利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定により利用許諾を受けようとする者は、「マスコットキャラクター使用申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求められることができる。

(利用許諾の手続き)

第4条 会長は前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合には、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。

2 会長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「マスコットキャラクター使用承認通知書」（別記様式第2号）により当該利用許諾申請者に通知するものとする。

3 会長は第1項に定めた審査において、必要に応じ理事の意見を聴くことができる。

4 第1項の規定によるイラスト等の利用許諾期間は、当該許諾の日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。

(利用許諾の制限)

第5条 会長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合。
- (2) 熊本県作業療法士会の信用又は品位を傷つけるものと認められる場合。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える利用と認められる場合。
- (5) 「おて丸」のイメージを損なう恐れがあると認められる場合。
- (6) イラスト等のデザインが熊本県作業療法士会の指定したポーズ（別記「おて丸」ポーズ一覧（以下「ポーズ一覧」という。））と異なっていると認められる場合。ただし、熊本県作業療法士会会員又は熊本県作業療法士会会長が特に必要と認めたものが利用許諾を申請した場合にはこの限りではない。
- (7) イラスト等を使用した商品等が、熊本県作業療法士会の製造又は販売物と誤認されると認められる場合。
- (8) 「おて丸」について商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を国内外において新たに設定し、又は登録しようとする行為があると認められる場合。
- (9) 利用目的若しくは用途以外の使用し、又は使用に関する利用許諾を他に譲渡若しくは転貸しようとするものと認められる場合。
- (10) その他、会長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合。

2 会長は前項の規定により第 4 条第 1 項の利用許諾を行わない場合は、「マスコットキャラクター使用不承認通知書」（別記様式第 3 号）により当該利用許諾申請者に通知するものとする。

（利用許諾期間の更新）

第 6 条 第 4 条第 4 項の規定による「おて丸」の利用許諾期間は申請により更新することができる。

2 第 3 条第 1 項の規定により、使用の承認を受けたもの（以下、「承認使用者」という。）を、使用期限後も「おて丸」を使用しようとする時は、使用期限の 10 日前までに、熊本県作業療法士会マスコットキャラクター使用（更新）申請書（別記様式第 1 号）により、会長に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の期間は、当該許諾の日から起算して 1 年を経過する日以後の最初の 3 月 31 日までとする。

（利用許諾内容の変更）

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により「おて丸」の承認使用者が、使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「マスコットキャラクター使用内容変更申請書」（別記様式第 4 号）を会長に提出し、許諾を受けるものとする。

2 会長は前項の規定による使用変更申請があった場合には、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは利用許諾を行うことができる。

3 会長は前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

4 会長は第2項に定めた審査において、必要に応じ理事の意見を聴くことができる。

5 会長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書」(別記様式第5号)より当該利用許諾申請者に通知するものとする。

6 会長は、第2項に定めた審査によって利用許諾を行わない場合は、「マスコットキャラクター使用内容変更不承認通知書」(別記様式第6号)により当該利用許諾申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第8条 会長は、利用許諾者が虚偽その他不正の方法によりイラスト等の利用許諾を受けたことを知った場合又は第5条各号に定める事項を遵守しなかった場合その他この規程に違反した場合は、利用許諾を取り消し又は必要な指示等を行うことができる。

2 会長は、利用許諾を行ったものが、イラスト等の使用後に第5条各号に定める使用をしていると知ったときは、当該利用許諾者に対し口頭又は文書において注意を与えることができる。

3 会長は前項に定めた注意に対し改善の見られない当該利用許諾者に対し「マスコットキャラクター使用停止等命令書(別記様式第8号)」により当該使用の中止等を命令することができる。

4 会長は、第1項の規定によりイラスト等の利用許諾を取り消したときは、当該利用許諾を取り消された者に対し、「マスコットキャラクター利用許諾取り消し通知書」(別記様式第7号)により通知するものとする。

(使用料)

第9条 「おて丸」の使用料は、当分の間、無料とする。

(イラスト等のデザイン)

第10条 会長はポーズ一覧について、第1条に定められた目的の実現に効果があると認められる限りにおいて、デザインの追加もしくは削減を行うことができる。

(賠償責任等)

第11条 熊本県作業療法士会は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損害又は損失について、一切の責めを負わない。

2 利用者は、利用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責

任を負い、熊本県作業療法士会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により熊本県作業療法士会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を熊本県作業療法士会に賠償しなければならない。

4 会長は前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な処置を行うことができるとともに必要な法的処置をとることができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、総務部及び広報部が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、イラスト等の利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月13日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

熊本県作業療法士会

内田会長 宛

申請者 住所
氏名又は
名称及び代表者名

㊞

マスコットキャラクター使用（更新）申請書

熊本県作業療法士会マスコットキャラクターの利用に関する規程第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

使用目的		
使用期間		
使用内容		
添付書類	・企画書（レイアウト・使用方法などがわかるもの） ・その他参考となる資料	
連絡先	所属・担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	e-mail :	

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名又は
名称及び代表者名 様

熊本県作業療法士会 会長 内田正剛 ㊞

マスコットキャラクター使用（更新）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、マスコットキャラクターの使用に対し、次の通り承認
します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間
- 3 使用内容
- 4 その他

【遵守事項】

次の行為は行わないでください。

- (1) キャラクターについて商標法による商標登録、意匠法による意匠登録その他著作物
に対する自己の権利を新たに設定又は登録すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用を行うこと。
- (3) 承認を受けた目的若しくは用途以外に使用し、又は使用に関する権利を他に譲渡若
しくは転貸すること。
- (4) 熊本県作業療法士会の品位を傷つける使用を行うこと。
- (5) 熊本県作業療法士会が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認している
ような誤解を与える使用を行うこと。
- (6) キャラクターを使用した物品が、熊本県作業療法士会が製造又は販売した物品であ
ると誤認される恐れがある使用を行うこと。
- (7) 法令又は公序良俗に反する使用を行うこと。
- (8) 著しく不相当と会長が認める使用を行うこと。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

申請書 氏名又は
名称及び代表者名 様

熊本県作業療法士会 会長 内田正剛 ㊟

マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあったマスコットキャラクターの使用については、下記の理由により承認できません。

記

以上

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

熊本県作業療法士会

内田会長 宛

申請者 住所

氏名又は

名称及び代表者名

④

マスコットキャラクター使用内容変更申請書

年 月 日付で承認を受けたマスコットキャラクターの申請について、下記のとおり内容等を変更したいので、熊本県作業療法士会マスコットキャラクターの利用に関する規程第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 添付書類

以上

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名又は
名称及び代表者名 様

熊本県作業療法士会 会長 内田正剛 ㊞

マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった、マスコットキャラクターの使用内容変更に対し、次の通り承認します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間
- 3 使用内容
- 4 その他

【遵守事項】

次の行為は行わないでください。

- (1) キャラクターについて商標法による商標登録、意匠法による意匠登録その他著作物に対する自己の権利を新たに設定又は登録すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用を行うこと。
- (3) 承認を受けた目的若しくは用途以外に使用し、又は使用に関する権利を他に譲渡若しくは転貸すること。
- (4) 熊本県作業療法士会の品位を傷つける使用を行うこと。
- (5) 熊本県作業療法士会が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える使用を行うこと。
- (6) キャラクターを使用した物品が、熊本県作業療法士会が製造又は販売した物品であると誤認される恐れがある使用を行うこと。
- (7) 法令又は公序良俗に反する使用を行うこと。
- (8) 著しく不相当と会長が認める使用を行うこと。

以上

様式第 6 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 氏名又は
名称及び代表者名 様

熊本県作業療法士会 会長 内田正剛 ㊞

マスコットキャラクター使用内容変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあったマスコットキャラクターの使用内容変更については、下記の理由により承認できません。

記

以上

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者 氏名又は
名称及び代表者名 様

熊本県作業療法士会 会長 内田正剛 ㊞

マスコットキャラクター使用承認取り消し通知書

年 月 日付で承認したマスコットキャラクターの使用に対し熊本県作業療法士会マスコットキャラクターの利用に関する規程の第8条の規定に基づき、次の通り使用承認を取り消します。

記

以上

様式第 8 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本県作業療法士会 会長 内田正剛 ㊞

マスコットキャラクター使用停止等命令書

下記のマスコットキャラクターの使用内容については、熊本県作業療法士会マスコットキャラクターの利用に関する規定に反しますので、下記の指示内容に従ってください。

記

・ 使用内容

・ 指示内容

以上